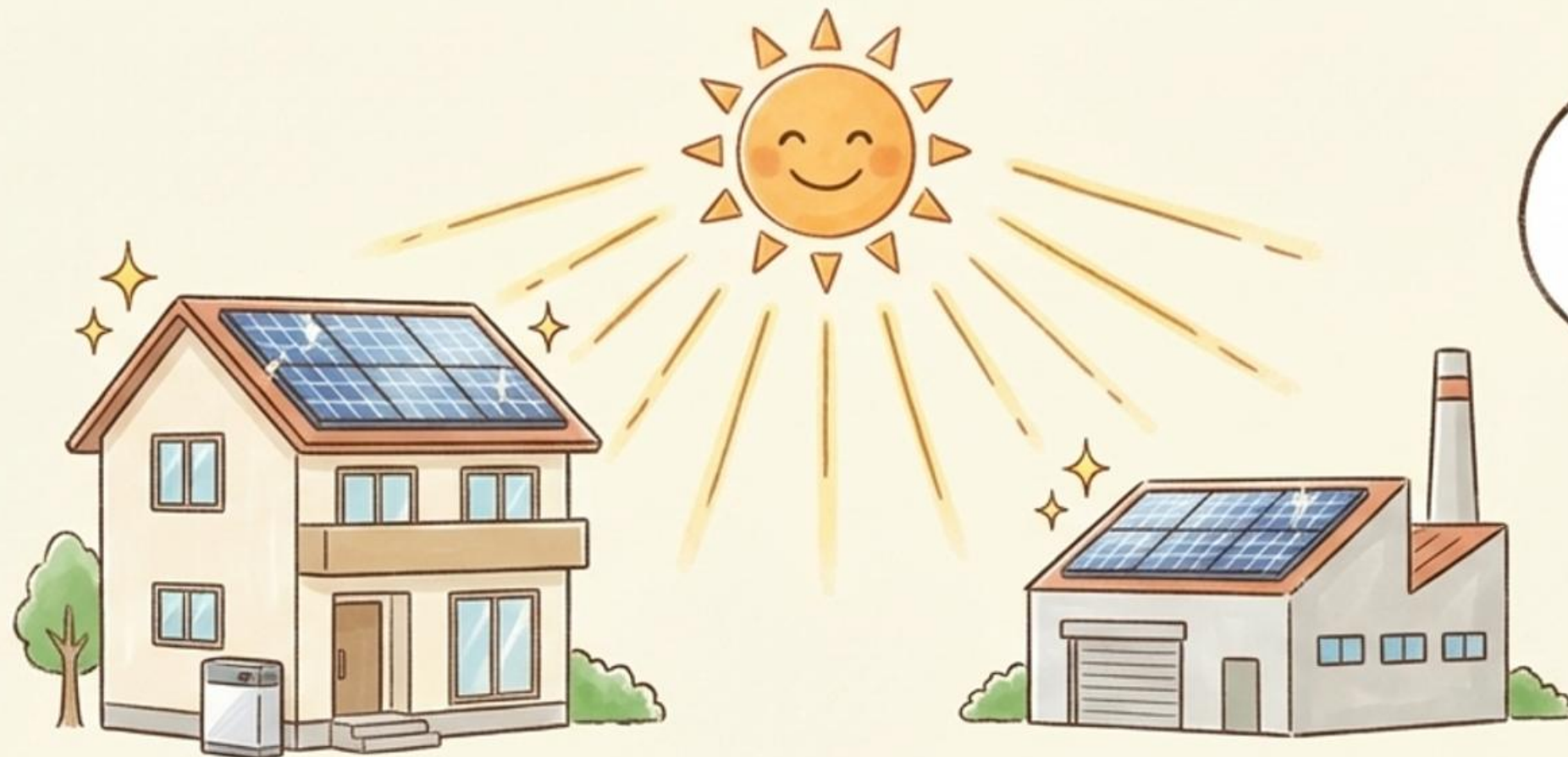


西条市脱炭素重点対策加速化事業費 補助金申請ガイド

太陽光発電と蓄電池の導入を市が全力で応援します！



環境にもお財布にも
優しい暮らし、
始めませんか？

この制度でできること（概要）



市内で「太陽光発電」や「蓄電池」を新しく設置する方へ、費用の一部を補助します。



西条市



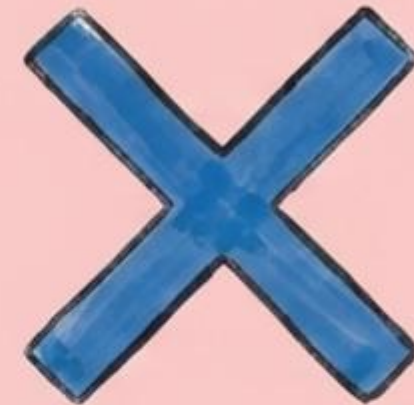
西条市の豊かな自然を守るため、地域の脱炭素化（二酸化炭素を減らすこと）と再生可能エネルギーの拡大を目指す取り組みです。

誰が申し込めるの？（対象となる方・ならない方）



- ✓ 市内に住む個人、または市内に事業所を持つ事業者
- ✓ 自ら資金を出して新しい設備を導入する方

※リースや第三者所有モデル（PPA）を活用する場合も、条件を満たせば対象になります！



- ✗ 市税を滞納している方
- ✗ すでに国や県などから同じ設備の補助金を受けている方
- ✗ 中古品の設備を設置する方
- ✗ 暴力団に関係する方

4つの補助金メニュー（全体像）

家庭向け

太陽光発電



上限

45万円

蓄電池



上限

47万円

事業者向け

太陽光発電



上限

500万円

蓄電池



上限

1,599,000円



自分の当てはまる枠をチェック！
詳しい条件は次のページへ進みます。

メニュー1：家庭向け・太陽光発電

(設備の容量：kW)

※パネル容量かパワコン容量のいずれか低い方

×

(90,000円)

=【補助金額】

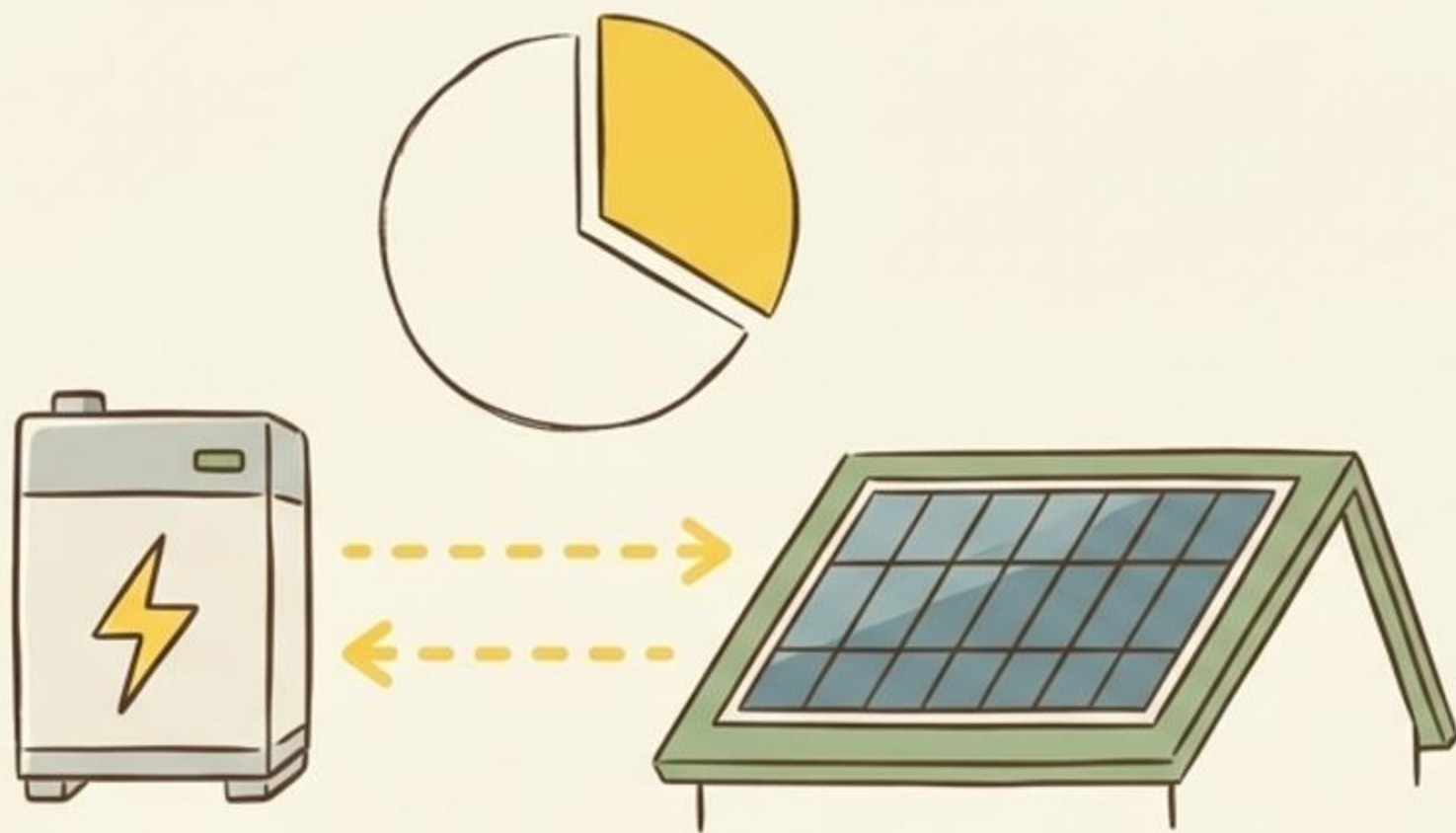
※ただし、一番高くて「45万円」まで!



大切な約束事 (ルール)

- 作った電気の「30%以上」は自分の家で使うこと (自家消費)。
- 余った電気を売る場合、国の「固定価格買取制度 (FIT)」は使えません。
- 店舗兼住宅などの「併用住宅」は対象外です。

メニュー2：家庭向け・蓄電池



(対象となる経費) の【3分の1】を補助！

※1kWhあたり47,000円が計算の上限。

※全体で一番高くて「47万円」まで！



大切な約束事 (ルール)

- ・必ず「太陽光発電」とセットで導入すること (蓄電池だけはNG)。
- ・停電の時だけ使う非常用ではなく、普段から「充電と放電」を繰り返すこと。
- ・設備の価格目標があります (1kWhあたり125,000円以下を目指すこと)。

メニュー3：事業者向け・太陽光発電



(設備の容量: kW)

※パネル容量かパワコン容量の
いずれか低い方

×

(50,000円)

=【補助金額】

※ただし、一番高くて
「500万円」まで!

※10kW以上は廃棄費用の積立てが必要。20kW以上は
柵や標識の設置が必要です（屋根置きを除く）。

👉 大切な約束事（ルール）

- 作った電気の「50%以上」を
自社で消費すること。
- 「固定価格買取制度（FIT）」
は使えません。
- 市がすすめる「脱炭素経営支援
（GXコーディネーター）」に
事前相談すること。

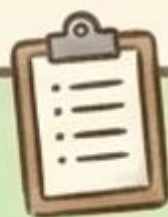
メニュー4：事業者向け・蓄電池

(対象となる経費)の【3分の1】を補助!
※全体で一番高くて「1,599,000円」まで!

【20kWh以下】⇒ 1kWhあたり47,000円



【20kWh超】⇒ 1kWhあたり53,333円



大切な約束事 (ルール)

- 太陽光発電とセットで導入し、普段から充放電を行うこと。
- 目標価格 (1kWhあたり119,000円以下) を目指すこと。
- 20kWh超の場合は、市の火災予防条例の基準を満たすこと。

全員共通！絶対に守るべき「3つの決まりごと」

①. 契約・着工の順番（最重要！）



必ず、市から「補助金交付の決定通知」を受け取った【後】に、業者と契約し、工事を始めてください！事前の着工は対象外になります。

※ 契約日については、令和8年4月17日以降であれば申請可能です。

②. 新品限定

中古品の設備は対象外です。必ず新品を導入してください。

③. 財産の処分制限

補助金で買った設備は、決められた期間内は勝手に捨てたり、売ったりしてはいけません。（どうしても必要な場合は、事前に市の承認が必要です）

申請から受け取りまでの道のり（前半戦）

【受付期間】

令和8年5月11日(月)～
令和9年1月22日(金)まで

第一步 (検討・見積)



業者に見積もりを取り、
計画を立てる。

第二步 (交付申請)



市へ申請書類を提出する。

第三步 (交付決定)

★超重要



第四步 (契約・工事スタート)



市から「決定通知書」
が届くのを待つ！

通知が届いたら、
業者と契約して工事開始！

順番を
間違えないように
注意してね！



工事完了から受け取りまでの道のり（後半戦）

【報告期限】
令和9年2月26日(金)まで

第七歩(額の確定・請求)

承認

ゴール(補助金の振込)

第五歩(工事完了・支払い)

第六歩(実績報告)

指定の口座に補助金が
振り込まれます!
お疲れ様でした!


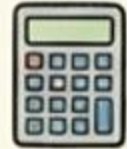





市から最終金額の
通知が届いたら、
補助金を請求する。

設備が設置され、
業者へ代金を支払う。

市へ「工事完了の報告書」
と「写真」を提出する。

銀行

申請に必要な主な書類リスト

-  交付申請書・事業計画書・内訳書
-  経費の根拠となる資料（見積書など）
-  設備の設置場所がわかる地図や写真
-  設備の仕様書（カタログなど）
-  発電や消費の見込みがわかる計算資料
-  市税の完納証明書
-  事業者の場合は登記事項証明書 など

ケースや設備によって必要な書類が違うので、詳しくは担当窓口で確認してくださいね！



設置した後の「大切なお願い」(報告と保管)



自家消費量の報告

工事が終わった後、一年間にどれくらい発電し、どれくらい自分たちで電気を使ったか（自家消費量）を市に報告する義務があります。



書類の保管

補助金に関する帳簿や書類は、事業が終わった翌年度から「5年間」大切に保管してください。
(※設備そのものの管理台帳は、処分制限期間が終わるまで保管が必要です)

さあ、脱炭素に向けた第一歩を踏み出しましょう！

申請の手続きや、自分たちが対象になるかどうかなど、
分からないことがあればお気軽にご相談ください。



お問い合わせ先

西条市役所 担当課： 環境政策課
電話番号： 0897-52-1382 (直通)
所在地： 西条市明屋敷164

皆さまからのご相談を
お待ちしております！
一緒に西条市の未来を
つくりましょう。